

旭介保第 296 号  
令和 6 年 3 月 8 日

居宅介護支援事業所各位

旭川市長 今津寛介  
(福祉保険部介護保険課担当)  
(福祉保険部長寿社会課担当)  
(福祉保険部指導監査課担当)

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証において見受けられた事案に係る注意喚起について（通知）

日頃から本市の介護保険行政への御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記取組における書面の点検及び実地でのヒアリングを実施する中で傾向として見受けられた事案の一部を掲載しますので、各関係事業所において、同様の事案が生じていないかを御確認いただくとともに、同様の事案が生じている場合は、早急に妥当性及び必要性の確認を行っていただきますようお願いします。

1 これまでのケアプラン検証において見受けられた事案

- (1) 利用者の情報収集、心身機能や環境の評価や総合的な課題の把握が不足しており、ケアプランに位置付けられているサービスの必要性が判断できなかった。
- (2) サービス事業所の介護職員からの聞き取りが中心のアセスメントとなっており、ケアプランに位置付けているサービスの導入の理由も、「サービス事業者の介護職員が必要と言っているから」といった理由が中心であった。
- (3) 利用者の個別性にかかわらず、類似した内容の訪問介護が各利用者の支給限度まで位置付けられており、利用者の自立支援において必要と思われるサービスが提供されていなかった。
- (4) 利用者に対して身体機能等の維持・向上に関する目標が設定されているが、支援内容は訪問介護による介助の内容のみが記載されており、支援内容が目標に対応していなかった。
- (5) 複数の事例に定例的なケアプランを作成していた。

- 2 本市が実施する居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の基準等について
- (1) 令和4年9月7日付け旭介保第180号「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等」について
  - (2) ケアプラン点検に関するQ&A（第2版）  
※詳しくは以下の旭川市介護保険課ホームページを御確認ください。  
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d074116.html>

(連絡先)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係  
電話 25-6485